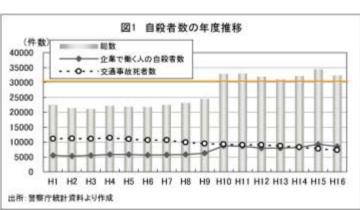
当者は実効ある対策を求めて今も模索を続けている。どうすれば、的確な対応 善していけばよいのだろう。メンタルヘルスを取り巻く現状をまとめてみた。 ができて、課題が解決するのか。今の取り組みに欠けているのは何で、どう改 の多様化も相まって職場のコミュニケーションは複雑化する一方だ。こうしたな 増加。成果主義的な賃金制度で上司・部下の関係は緊張感が高まり、雇用形態 っている。慢性的な長時間労働を強いられ、精神的に追い詰められる労働者も の改革など、働く人は競争と不安定な環境のなかに身をさらされた状態にな 間の競争激化や技術開発の時間的切迫、組織再編やそれに伴う人事処遇制度 、企業の心の健康対策が問われるようになって久しいが、多くの人事労務担 《要なことは分かっているが、何をどうすればいいのかわからない―。 企業

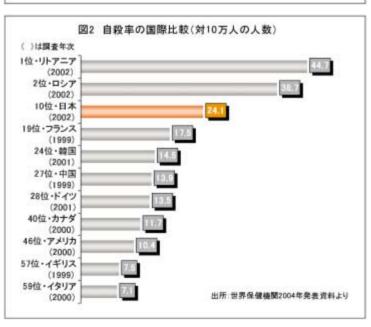
## える働く人の自殺

数は一九九八年以降七年連続で三万人庁の統計資料によると、年間の自殺者 殺は約八〇〇〇~九〇〇〇人強で推移 く人(管理職と被雇用者の合計)の自 倍にのぼっている。この間、企業で働 を超え、交通事故で死亡する人の約四 特徴をおさらいしておきたい。 まず、メンタルヘルスをめぐる最近

> 一年)になっており、 ○万人あたりの年間自殺者数) をみ 一四・一人が自殺している計算(○ 日本では人口一〇万人あたりで 先進国の中で突 八七・二

出している(図2)。 全国三八カ所の労災病院を運営する





調査部 年間二 ても、 1)。また、主要先進国の自殺率(人口 で交通事故死全体を追い越す勢いだ (図 %を男性が占める。 労働者の自殺だけ 二〇〇四年は八五四七人で、

Business Labor Trend 2005.12

神障害に対する認識が深まったことが 図3 精神障害等に係る労災請求・ 認定件数の推移 (件数) 600 524 请求件数 447 500 認定件数 341 400 265 300 212 130 200 108 100 70 100 0 2000年 2001年 2002年 2003年 2004年 出所:厚生労働省「騒・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況

抱え、 による精神障害等に係わる業務上外の 害による労災申請・認定件数が増えた も含む)は四五人といずれも過去最悪 ち認定件数が一三〇人、自殺者(未遂 神障害等に係る労災認定件数」をみる 追い詰められていることが分かる。 四倍に達した。多くの 関わる相談は九九三件と前年度の二・ の受付総数は前年度より三四六八件多 相談件数・内容」をみると、〇四年度 独立行政法人「労働者健康福祉機構」 を更新した(図3)。 定件数も増えている。厚生労働省の 過労などで自殺した人の労災申請 スでうつ病などの精神障害に陥ったり こうした状況のなか、仕事のストレ 『断指針』で基準を示したことなど精 発表した「勤労者 心の電話相談の 一万六三八八件。うち、 ○四年度の申請は五二四人で、う 自ら命を絶つことを考えるほど |労働省が九九年に「心理的負荷 自殺を含む精神障 働く人が悩みを 自殺願望に

大きい。 場で高ストレス状態にさらされている 実態を示したものともいえるだろう。 だが、その一方で労働者が職

## 増加傾向に ・感情障害の患者も

ている。 も前回調査 の病が増加 組合の六八・七%が 全国の単位労働組合に職場の心の病の 性本部メンタル・ヘルス研究所が今年、 の六五・八%が女性だ。社会経済生産 と前回の約 それが○二年には約七一万一○○○人 四四万一〇〇〇人でほぼ横ばいだった。 国で約四三万三〇〇〇人、 患者は入・通院を合わせ、 うつ病を中心とする気分・感情障害の 傾向にある。 実態を調べたところ、 実施している「患者調査」 一・六倍に急増した。患者 した」としており、 (六七・二%) より悪化 厚生労働省が三年ごとに 「最近三年間で心 回答した五四三 九九年も約 九六年は全 によると、

半ば。 対象) が男性の二○~五○歳代で二○%台だ スエス製薬が昨年行った「不眠に関す 病に性差はなくなってきているようだ 院にかかりやすくなりつつある。 近は病院の垣根が低くなり、 垣間見ることができる結果だ。逆に最 を占めるなどほぼ全ての世代で三○% ったのに対し、女性は二○代で三八% る実態調査」(不眠を感じる五○○人が に表れているといわれる。 いとされ、その差が自殺者数と患者数 に相談したり医者に行くのは女性が多 悩みを一人で抱え込むのは男性、 では、 眠れぬ夜を過ごす女性の実態を 睡眠時間五時間未満の人 ただし、 男性も病 エ

うつの症状などを訴える患者も増加

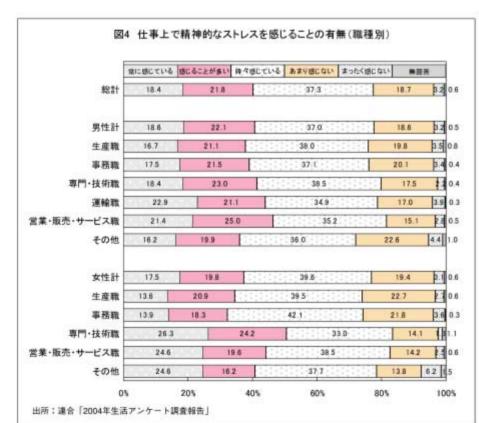
# ストレスで悩む人も多い

高

経験によって引き起こされる心理的 負担となる刺激や状況を指すことが多 のこと。一般には、精神的・肉体的に 身体的緊張」((株)丸善・心理学辞典) 社会的、経済的、 忍ぶことが困難な、 たい。ストレスとは「対処したり耐え されるストレスについても触れておき さらに、心の病の大きな発症原因 *i* , つの時代も誰にでもあるもので 職業的環境や出来事 身体的、 情緒的、

> 調査をみる限り仕事上で精神的なスト 加傾向にあることだ。 レスを感じて体調不良を訴える人が 入している企業もある。 ストレスマネジメントプロ スが意欲と成長をうながす」として、 日 本IBMのように「丁度よ 問題は、 グラムを道 、スト 各種

とが多い」 調査報告」では、仕事のスト 合員は回答した二万九二八人の七七 じる(「常に感じている」 連合の「二〇〇四年生活アンケー 「時々感じる」 の合計) 「感じるこ レスを感 ŀ



12.7

14.8

14.5

15.0

19.5

21.3

26.6

30.4

37.0

20%

17.3

22 6

26.8

26.7

40%

28:2

26.2

総計

なし

10時間未満

10~20時間未満

20~30時間未満

30~40時間未満

40~50時間未満

50~60時間未満

60~80時間未満

ぼる。

超過労働を行う理

0)

割合は二一・三%にの

以上の超過労働を行う人

80時間以上

0%

出所:連合「2004年生活アンケート調査報告」

活に「強い不安、 状況調査」でも、 と続けて六割を超えている。 る」と感じる労働者は九七年、 が五年に一度行っている「労働者健康 長時間労働 ストレスを高める 悩み、ストレスがあ 日常の仕事や職業生 〇二年

五%に達していた(図4)。

厚生労働省

減少社会における人事戦略と職業意識 に関する調査」をみると、仕事に精神 当機構が今年七月に発表した「人口

18.7

21.6

21.0

17.9

15:7

13.2

12.8

10.4

9.3

26.3

32 0.6

5.1 0.5

3.8 0.6

0.3

100%

労働時間を短くすればス

では、

残業を減らして

働時間 時間外労働が長い人ほどストレスを感 になる。 割合が高くなる傾向にあり、 労働時間が長いほどストレスを感じる 数九四〇七票)は全体の六〇・九%。的ストレスを感じる労働者(有効回収 じている割合が高くなっている(図5) るとおよそ七~八割の人が感じるよう (残業含む)が五○時間を超え 連合の生活アンケートでも、 (有効回収 週平均労

### 業務量が問題 では片づ

としており、 昨夏実施した「労働時間 ことが分かっている(図6) と疲労度(一日の仕事で きどきある」の合計)」 ある(「よくある」と「と 時間を超えて働くことが 七五・六%が 数二五五七票)によると、 ンケート調査」(有効回収 の実態と意識に関するア 超えると過半数に達する くなり、 疲労感を訴える割合が高 労働時間が長くなるほど 0) については、当機構の別 気になれない)との関係 疲れて退社後、 か。 |調査データから、超過 レスは下がるのだろう 超過労働時間の水準 月間五○時間を 月五〇時間 「所定労働 何もやる

図5 仕事上で精神的なストレスを感じることの有無(時間外労働時間別)

38:0

40.3

40.7

40.9

60%

36.0

32.3

29.8

25.7

80%

常に感じている感じることが多い時々感じている あまり感じない まったく感じない

三%が「そもそも所定労働時間内では 片づかない仕事量だから」と回答。三 三・七%が 由 人手不足だから」と答えている。 (三つまで選択) については六一・ 「最近の人員削減により、

## からの

哉・JILPT副主任研究員は 高めて社内の人材を可能な限り絞り込 はずがない。 いる。こうした現状について、 過酷な長時間労働へと追い詰められて 果主義的な人事労務管理の流れの中で んだ。結果、手薄になった正規従業員 控え、代わりに非典型労働者の比率を への仕事の負担と責任は重くなり、 め、リストラを進めて新たな採用を手 日 時間半の残業をする計算。疲れな 時間の残業は、二〇日勤務なら毎日 一本企業は業績の低迷から脱するた 業務量の測定はできな 小倉一 月五 成

## 残業規制 のコスト

して、 増率の改善、(不払い残業を取り締まる) 事の密度が高まっている」と指摘。そ 量が多いなかで残業規制のみを行えば 業務量は多いとみてよいだろう。業務 検討をしてはどうか」と話している。 労働基準監督行政の充実なども含めた コスト面から考えることも一案だ」と の解消には「欧州のように残業規制を 入も相まって会社に残った従業員の が二極化している上に、成果主義の導 と説明する。そして、「今は労働時間 その分が不払い残業になりかねない」 で片づかない』と答えているのだから 調査では六割が 一残業時間単価の算定方式や割 『所定労働時間 仕

## 仕事 の責任と範囲を明

頼りに対策を講じると残業時間の少な ちも少なくないため、 間未満の残業でも睡眠時間が短い人た 間以上になると家族関係で問題がう ヘルス対策に警鐘を鳴らしている。 記して、残業のみに着目したメンタ 可能性のあることが懸念される」と付 落とされがちになり、 い人たちへのメンタルヘルス対策が見 ではない」と主張。「ただし、六○ で、長時間労働は決して好ましいもの がえ、自殺念慮も増える傾向にあるの している。白書は「月の残業が六○時 とメンタルヘルスの関係について分析 査)」のデータを通じて、長時間労働 定期健康診断システム(JMI健康調 ルス研究所が実施する「働く人の心の ○五年版)」は、同本部のメンタルへ た「産業人メンタルヘルス白書(二○ 方、 さらに、 社会経済生産性本部がまとめ 企業が長時間残業者を特定 対策から漏れる 残業時間だけを か

#### (疲労感 %) 80 -0 73.8 71.8 60 58.1 40 43.0 37.9 20 24.7 0 25以上 50未満 50以上 75以上 100以上 25未満 75未満 100未満 (月間超過労働時間) 出所: JILPT労働政策研究報告書「日本の長時間労働・不払い労働時間の実態

図6 月間超過労働時間と疲労感(男女計)

Business Labor Trend 2005.12

も心の負担は返って大きくなり、結果

責任を追及することで体は楽になって 性はある」としながらも「過度に個人

して残業抑制策を講じることについて 「厳しく管理すれば残業は減る可能

として本人の意欲を削ぐなどメンタル

ヘルスに好ましくない影響を与える。

#### 図7 本人からの相談内容(職場関連)

	男性の相談内容	合計	20代	30ft	40f¢	50代	60代	女性の相談内容	合計	20代	30代	40ft	50f€	60H
Ī	出動するのがつらい	176	24	79	37	27	6	同僚の問題で悩んでいる	149	23	71	30	22	1
	仕事への自信を失くした	129	23	45	47	11		上司の問題で悩んでいる	138	31	60	27	16	3
	上司の問題で悩んでいる	127	17	45	50	13		出動するのがつらい	121	35	51	19	13	
	部下の問題で悩んでいる	90	2	1	42	27	4	仕事への自信を失くした	BO	30	28	16	4	2
4	会社に不遇がある	57	6	20	18	9	2	会社に不満がある	66	22	21	14	6	1
場別連	退職・転職・就職等の問 題を抱えている	37	9	10	15	2		職場でいじめにあってい る	43	6	13	10	10	1
	会社のシステムに不満が ある	28	7	8	9	4		退職・転職・収職等の問 類を抱えている	41	12	17	В	4	
	同僚の問題で悩んでいる	28	2	16	7	2		会社のシステムに不満が ある	31	5	21	4		1
	人事制度に不満がある	22	2	7	11	2		部下の問題で悩んでいる	18	1	6	4	5	1
	職場でいじめにあってい る	21	1	13	5	1		人事制度に不満がある	15	3	7	2	2	
	異動の問題を抱えている	14	1	7	5	1		セクハラの被害を受けて いる	10	2	7	3.		

出所:保健問人社「04年度心の相談ネットワーク」

ではないか」と提言している。 ルスと残業減少の両方に貢献できるの が何をやればよいかを互いに了解して 向にあることに着目し、「一人ひとり 職場ほど不調者も残業時間も少ない傾 いる職場をつくることが、メンタルへ

### ストレスの増減には **八間関係も影**

残業規制の達成と引き換えに不調者の

増加をもたらしかねない」と言及。そ

仕事の範囲・責任が明確な

各調査からは、ストレスの増減には

生産性本部「 間関係の問題」 スの内容別で「職場の人 場に関する悩みやストレ では、働く人の仕事・職 調査(二〇〇二年度)」 前述の「労働者健康状況 とも浮かび上がっている。 %とトップ。社会経済 が三五・

八間関係の影響が強いこ

割を超えて一番多い。 原因は「職場の人間関係」の悩みが三 るアンケート調査結果」でも心の病の のメンタルヘルスの取り組み』に関す その一方で厚生労働省の

る横浜労災病院の山本晴義・勤労者メ 寄せており、最も多かった。人は身の が大切だ」と強調している。 かに相談して悩みを話してしまうこと ンタルヘルスセンター長も「まずは誰 メールなどで心の相談活動を行ってい 口を見つけたりすることが少なくない り、相談することで問題解決を図る糸 てもらうだけで気持ちがすっきりした 回りで何か起きた時、誰かに話を聞い が「人に話して発散する」との回答を スを感じた時の発散方法を尋ねている 動向調査(二〇〇〇年)」ではスト (複数回答)が、そこでは四割近い人 「保健福祉

「心の相談ネットワーク」には、人間関係に悩む人からの相談が増えている

これをみると、男性の三 僚との問題で悩んでいる 悩む人が多く、男性の四 〜四○代で上司の問題で 女性の三〇、四〇代は同 ○、五○代で部下の問題 四〇代と女性の二〇

八間関係に悩んでいるケースが一五五

### ケーションが困難に でのコミュニ

られた職場絡みの相談を トワーク」に昨年度寄せ 内容別にまとめたものだ。 口である「心の相談ネッ 老舗的存在である保健同 外の健康相談機関として 人社のメンタルヘルス窓 図7をみて欲しい。

> けられる。それも職場内コミュニケー と付き合いたくないとか、プライベー 関しても「会社に対する家族主義的な 業するなど仕事場そのものが離れてい 微妙になり、言いたいことを言い合え 験から「今は職場がぎりぎりの人員で ションの低下につながっているのでは いう傾向が強くなっているように見受 トなことには立ち入らないで欲しいと アフターファイブまで上司や職場の人 ないみたいだ」と解説する。若年層に て、上司や同僚と会話する機会すら少 たIT関連職では、客先に常駐して作 ない場合が多い。最近相談が増えてき 用形態の人が増えたために人間関係が 向者や契約・派遣社員などの異なる雇 談にのる余裕がなかったり、同僚も出 プレーイングマネージャーで忙しく相 ようだ」と指摘。そのうえで「上司が ゆとりがなく相談しあえる環境にない ターは多くの悩み相談を受けてきた経 心の相談室チーフクリニカルディレク るのか。その理由について鈴木圭子 感覚は今の若い世代では薄れており、 では何故、このような結果が出て

#### 図8 ストレスを背負いやすいタイプ

①働き者の優等生(メランコリー親和型)

- 今日の仕事は明日に延ばせない、締切り厳守
- 頼まれたら断れない
- 上司の評価を気にする
- 凝り性、完璧主義

②自己開示ができない人、弱みを出せない人

- 「わからない・できない」と言えず仕事を抱え込む
- 競争心が旺盛、ものごとを勝ち負け、優劣で判断

仕事や人間関係についての特有な考え方のため、過重労 働に陥りやすく、ストレスを背負いやすい。

三分の一近くを占めた。九月末に開か れた連合・日本経団連首脳懇談会でも エンジニアなどの専門技術職が全体の 害等に係る労災認定件数」でシステム・ 非常に大きく、 ソフトウェア開発技術者の負担 から 「技術の進展・変化が早く 今後、この分野 0

する新技術や事業に上司自身も追い 見られるのが特徴だ」と説明する。さ ス問題に関しては、○四年の ちなみに、IT職場のメンタルヘル いるという訴えもある」と続ける。 も『どうせ聴いてもらえるはずがない』 らに詳しく尋ねると「上司に相談して てくる人の多くに既にうつ的 『わかってもらえるはずがない』と最 い』『罵倒される』などで、 の変化が早い職場では、次々に登場 から諦めている人もいる。一方、業 部下との関係に齟齬をきたして 「精神障 な症状が

学大学院医歯薬学総合研究科の堤明純 り、悪循環に陥ってしまうだろう。 事を覚える年齢でもないから焦る一方。 業員のスト 助教授が、ある電機メー ストレスモデルを研究している岡山大 考えるから余計にプレッシャーが ら早く一人前の仕事をして欲しい」と 逆に周囲は「高給を取っているのだか 頃のように叱られて頭を下げながら仕 もりで頑張ろう」と思うものの、若 務に就くことも珍しくなくなった。そ 転換などを余儀なくされ、 んなことになれば、本人は「新人の んだ人が、 参考までに、 ましてや、 ○人規模) ス反応について調 で仕事の変化に対する従 職場環境改善のため ・カーの工場 0 Â.

うような工夫が必要だ」 労働時間管理をプロジェクトごとに行 ンタ が出てい ル ルスが重 一要課題になってくる。 との懸念の

か

多く厳しい』『やったことが評価され

(部下からの) 主な悩みは

五件と最も多い

討との

関係につ

いて鈴木圭

字氏 『要求が

#### ストレスを高める の変化が

まう。 今やIT技術の習得が日々の業務に欠 を抱え込むことになりかねな 来のキャリアパスも描けずにスト 現状に意義を見いだしにくいうえ、 月歩の仕事に付いていけなくなれば、 ればつけるほど、ベテラン社員が培 員が短時間で新し かせないものとなりつつある。若手社 る部門に業務の効率化をもたらした。 てきたキャリアは相対的に低下して 特にIT化の進展は、企業の のところ、管理職に限らず日 いスキルを身につけ あら 6 1 ス

> せ か

事業再編などの過程で配置 今は一定の職業経験を積 未体験の業 か か 13 あり、 司は、 関 つ に

化があった従業員の方が、 ている(注1) 高くなる傾向にあるとの調査結果もで った正規従業員に比べ、 ストレスが 何らか 7の変

その一方で「優位性を奪われた上司は も書いている 状況にすら追い込まれている」 逆に部下 ではなく、 なくなると「部下を黙らせるには実力 では、上司が職業能力で優位性を保て 締役編著の「上司と部下の深いみぞ」 康子・クレオ・シー・キューブ代表取 ワハラほっとライン」を主宰する岡田 パワー・ハラスメントの無料相談 かせるか、 ないようにするしかない」と解説。 からパワハラを受けるという 評価というカードをちらつ 職権という力で有無を言わ などと パ

ている。 ら職場環境に気を配る役割を課せられ 配慮など、日ごろから部下と接しな る相談相手の存在が大切だ。とくに上 心の病の予防や治療には、 にスト スをため込むことにもなり 係にある。 仕事のサポートやストレスへの 部下にとって最も身近な存在で レスをもたらしかねない皮肉な しかし今や上司と部下は互 歩間違えれば上司自身がスト 自らの 仕事の負荷も相ま 信頼でき かね な 13

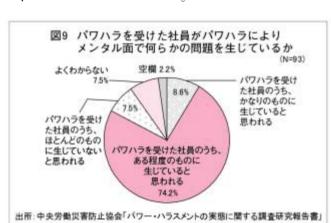
配置転換などの仕事 Ò 変化 にがな

## 適切なコントロールを

員は、 うと 者の優等生は、上司や同 を図8のようにあげている。①の働き 労働 いう側面が裏目に出ると、 科学研究所の鈴木安名主任研 ストレスを背負いやすいタイプ 以上に大量の仕事を引き受け .僚に気をつか ・キャパ 究

たと

O達 なる②目標達成期間が短い 争 人に及ぼす影響として、 あり方が求められる」と述べている。 が 在 て、 があると、負けず嫌いの面が裏目に出 や人間関係を勝ち負けで判断する傾向 トを上手に活用できない。さらに仕事 仕 己開示ができず弱みをだせな また、鈴木安名氏は論文「成果主義 **〜プさせようとするため、** が強まり仕事のあり方が個人中心に 滅が背後にある場合、 の健康と生活」で、 特性に適したマネジメントや育成の 大きなストレスになりうる。 8 !事の問題解決に上司や同僚のサポ 重労働に陥りやす 成する」との自己責任が強まる④シ 労働となる③ 部下をほめるのが苦手な上司の ちょっとした人事考課のダウン 「自ら申告した目標を 成果主義が働く 従業員間の競 ①総額人件費 方、 中で成績を より長時 13 「人材 人は、



うえで ステム づくりを可能とする」としながらも ŧ で、 か 実には成果主義の適切な運用には なくなった人員でも生産性の高い職 が 不変でないうえ、評価が上下するの は、 不安定要素が増し、不安感を高 0) などの特徴を挙げている。 「善意で導入した成果主義その これを適切にコントロー 仕事への動機付けを強め、 メンテナンスが不可欠で基準 副作用も大きな問題になる」 **- 企業は成果主義の光と影を** その ル 手 現 少 す が 場

になることも見逃せないだろう。 嫌がらせがメンタルヘルス不全の原 摘している。こうした職場の の足の引っ張り合いが生まれる」と指 である限り、 ラスメントの衝撃」で「成果主義なり いじめや嫌がらせ、 の疑念や不安は残る」とし、 あ 0) 気まぐれや好みで運用される余地 イストの 力主義といわれるシステムが評 裁量や濫用もあり得るシステム 金子雅臣氏が著書 働かせられる側にとって そして競争のため 一パワー いじめ 一そこに 1 温者 闭 Ŕ が

ることが望ましい」と結論づけて

### がらせも深刻に のいじめや

厚生労働省の 果主義に関しては、 「個別労働紛争解 労働ジャ 制

態調 己都合退職した社員がいる企業も約三 ワハラ発生が契機の一つとなって、 に生じた」 なりの者に生じた」 八三%が、 四三%が 割にのぼっている。 ンタル面で何らかの問題が生じた(「か 公表した したことがある」と答えている。 上場企業二○九社の人事部門担当者 また最近では、社内いじめ行為 査 をみても、 「ときおり発生した」 の合計) パ パワハラを受けた社員にメ ワ ĺ と認識 と「ある程度の者 回答した東証 ラスメント 図9)。 が うち 発生  $\dot{o}$ 労 部 パ 自  $\mathcal{O}$ 

#### 図10 職場復帰支援の流れ

病気休業開始及び休業中のケア 1)労働者からの診断書(病気休業診断書)の提出 2)管理監督者、事業場内産業保健スタッフ等によるケア

STEP2)主治医による職場復帰可能の判断 労働者からの職場復帰の意思表示及び職場復帰可能の診断書の提出

STEP3)職場復帰の可否の判断及び職場復帰支援のプラン作成 1)情報の収集と評価

用等の収集と計画 (1労働者の職場復帰に対する意思の確認 (2)産業医等による主治医からの意見収集 (3)労働者の状態等の評価 (4)職場環境の評価

⑤その他 2)職場復帰の可否についての判断 3)職場復帰支援ブランの作成 ①職場復帰日 ②管理監督者による業務上の配慮

3人事労務管理上の対応 4産業医等による医学的見地からみた意見 ⑤フォローアップ ⑥その他

STEP4)最終的な職場復帰の決定 1)労働者の状態の最終確認 2)就業上の措置等に関する意見書の作成 3)事業者による最終的な職場復帰の決定

職場復帰 |職場復帰後のフォローアップ 1)症状の再燃・再発、新しい問題の発生等の有無の確認 2)動移状況及び業務遂行能力の評価 STEP5 3)職場復帰支援ブランの実施状況の確認 4)治療状況の確認

5)職場復帰支援ブランの評価と見直し

出所:厚生労働省「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引きについて」 (単成16年)

## 配慮が不足 のメンタルヘルスケアの

り自殺をした社員の 務が課せられており、これを怠ると多 が は高まっていて、必ずしも企業の 億六八〇〇万円の和解金を支払うこと 側は最高裁まで争っ 長時間労働でうつ病を悪化させ、 0) 者の安全に配慮しなければならない義 する上で病気やケガをしないよう労働 かし一方で、 環境を追っていくと、 大な損害を被りかねない。二〇〇〇年 労働者のメンタルヘルスを取 :十分でないことが見え隠れする。 電通の過労死事件を実例にすると、 着したことは記 企業には従業員が仕事を 記憶に新 たものの 遺族に対 職場のスト 人し、 77 結 いり巻く 局は 会社 記慮 ・レス

## |4つのケア」を提示 |攻||が指針

ス研究所が○四年四月、

と増加の一

途を辿っている。

六九七件、

〇四年は

兀

<del>|</del>六六五

な叱責を受けた心理的な圧迫

が原

などとして、

労災認定され

中央労働災害防止協会が今年八月に

○二年は六六二七件だったが○三年は

(する相談件数(セクハラを除く) 'せられた職場のいじめや嫌がらせに

は

うつ病で自殺したのは

[標を達成できず、

上司からどう喝

「過大な売り上

度施行状況

(二〇〇二~〇四年度)

災認定の対象になるケースも出てきて

いる。先月二七日にも道路舗装大手、

|道路の営業所長だった男性が昨

年

全国

]の総合労働センターに

望まし うスト 分類。 指針」を示した。事業者が行うことが ンタル されており、 資源によるケア 業医等による専門的ケア) 場内産業保健スタッフ等によるケア(産 環境等の改善と相談への対応) な進め方を「四つの ける労働者の心の健康づくりのため 働省は二○○○年八月、 なる指針などを出してきている。 によるケア) ンによるケア こうした 「ラインによるケア」は最重要と ①セルフケア レスへの気づきと対処) いメンタルヘルスケアの ヘルス対策を講じる際に参考と 中、 社会経済生産性本部 厚生労働省は企業 (管理監督者が行う職 (事業場外の専門機 を柱に掲げた。 ケア (対策) 」 (労働者が自ら行 ④事業場外 事業場に ③ 事業 ② ライ 具体的 が なか 旧 に 関 場 0 お

図 12 先駆的企業のメンタルヘルス対策の主な取り組み

日本IBM	モラル健康サーベイで社員の満足度をチェック。ストレス管理や運動の習慣付けなどで社員の心身状態の改善・強化を図る
トヨタ自動車	研修や健康相談機能の充実で予防体制を強化。①休養中②復帰時③出動後――の各ステージでメンタル休職者をフォローする
日清紡績	若手社員のメンタルヘルスに配慮した快適職場(能力が十分発揮できる場)づくりを推進
ナムコ	研修による啓発活動と社内外の相談体制【外部EAP5社と契約】の充実で「相談できる」環境を整える
HOYA	産業医のマネジメント機能を重視。治療・復職対応のフローチャートを作成し、それに基づく個別対応を行う
アイティフロンティア	SEの仕事の特性に合わせた「4つのケア」を実践。職場復帰については「(各部署が手伝ってほしい業務を一箇所の部署にブールし、そこから適合する業務をリハビリ的勤務者にアサインする)知識のプーリングシステム」を検討中
三井住友海上火災	「4つのケア」を中心とした対策が基本。職場復帰で仮勤務制度を導入
三井化学	1980年代後半からメンタルヘルスに着目。産業カウンセラーの養成や就業上の措置関係文書の統一整備などを実施
NTTデータ	ヘルスケアセンタが個別相談と職場支援の2本立てで多様な取り組みを用意
INAX	管理者研修や復職者対応の充実、外部EAP機関との毎月の打ち合わせで改善の指摘を受けるなど連携強化を図る
中部電力	復職支援制度に、①復職前に「適応カ回復支援制度」によりウォーミングアップ期間を設定②段階的業務付与計画を定めた「復職支援プログラム」で業務量・質に配慮——することなどで復職者対応の充実を図る
アイネス	外部EAP機関の活用等、メンタルヘルス対策の周知を労組との連携で行う
日立金属	管理監督者教育に「傾聴」カリキュラムを導入し、上司と部下、双方向のコミュニケーション体制を確立
不二製油労組	労組が主体的に「心の定期健康診断」利用の取り組みを実施。会社の取り組みとの連携を模索

だが、その半面、

過半数

企業が「自社の対策に課

(がある) との回答を寄せ

出所:メンタルヘルスケア・ジャパン 2005((株)アムス主催)およびメンタルヘルス大会(社会経済生産性本部主催)の事例報告より作成

以上休職している社員がい

ンタルヘルス不全で一カ月 てもいる。同調査では、メ

ると答えた企業は全体の五

務めている(図1)。 き」を示すなどして普及に 厚生労働省は昨秋、 こずる企業が多いことから、 休業者の復職・再発に手 [者の職場復帰支援の手引 |康問題により休業した労 \_ 心 の 山本晴

置」を実施している。 ウンセリング」や「電話や 年四月)では、回答のあっ 政研究所が主に上場企業を た二七六社の四割強がメン 対象に実施した調査(○五 メールによる相談窓口の設 ルヘルス対策として「カ 手引きも 職復帰支援

が組合員らのメンタルヘルスについて

いる。

は四社に一社にとどまって グラム」を整えている企業 かかわらず「職場復帰プロ

○・九%に達しているにも

最近ではEAP提供機関を活用する企業も少なくない

サポートするマネジメント手法のこと て取り扱い、 メンタルヘルスも福利厚生の一環とし 績の維持・向上に関わる様々な問題を ある。EAPとは、職場の生産性や業 ム)という考え方も徐々に普及しつつ してきたEAP(従業員支援プログラ さらに、最近では米国で発生・普及 前向きにプログラムを組

## 意義があった」と評価している。 取り組み促進を後押!

心に浸透していく。労務行 スの取り組みは大企業を中 をアンケート調査したとこ

つのケア」の実施優先順位

ア」を重視する傾向にあっ ろ、労使ともに「ラインケ

だった企業が予防や復職などのメンタ

はこうした行政の動きを「手探り状態 義・勤労者メンタルヘルスセンター長

災病院などでは、ストレス度が測定で

電話相談を行っている。また、横浜労

きる「ストレスドック」を実施するな

ルヘルス対策を設定するうえで大きな

かくして、メンタルヘル

ルス・マネジメント検定試験」を始め センター」を開設。カウンセラーなど 業の労組でつくる電機連合(六五万八 筆記試験でメンタルヘルスの「管理資 る。経営者から新入社員までを対象に ルヘルスケアを担当する「メンタルヘ スケアの重要性を訴えている。大阪商 差し伸べる形で、職場のメンタルヘル ○○○人)は九八年から「ハートフル 格」を認定する試みだ。一方、電機産 工会議所は来年から、従業員のメンタ 加えて、労使団体なども企業に手を

どの予防サービスを展開中だ。 CSR報告書に3割が記載

載している(図11)。 などのメンタルヘルス関連の対策を記 三四社が相談窓口の設置や管理職教育 東証一部上場企業四一六社のうち、 衛生に関する調査」(二○○四年)に 業医科大学産業医実務研修センターの ルス対策を明記するところも増加。産 のなかで、CSR報告書にメンタルへ 今、企業が社会的責任を問われる流れ ス対策を取る動きが広がってきた。昨 業が自社の特性に見合うメンタル よると、CSR報告書を公表している こうした取り組みなどが奏功し、 「企業の社会的責任からみた労働安全

#### ャパン二○○五会議 ((株)アムス主催) に置いているかを抜き出したものであ 企業が主にどのような取り組みを主眼 で紹介された企業事例から、先駆的な ヘルス大会とメンタルヘルスケア・ジ として活用 EAPを「事業場外ケア」 12は社会経済生産性本部メンタル

内にEAP機能を持たせる企業もある 呼ぶ専門相談員を配置)のように自社 いる企業もある とに複数の外部EAP機関を併用して ている。また、ナムコのように施策ご 部EAP機関とも契約して連携を取っ どは内部にEAP機能を持ちつつ、外 2) の導入を決めた。NTTデータな アドバンテッジ・リスク・マネジメン ざまで、例えば日産自動車は今年八月、 導入する。相談機能の設定は各社さま ス内容を自社の特性に照らして検討し 的には、EAP企業が提供するサービ 企業が契約を締結する形が主流。具体 が、多くはサービスを提供する会社と ト社の「アドバンテッジEAP」(注 (自社内に「EAPエキスパート」と のが特徴だ。EAPは、日立製作所

らの新規申し込みや問い合わせがかな 多かったが、最近では企業の人事部か 極活用しようと考える企業が増えてき りある。何かあったときの保険ではな 健康保険組合や中央官庁の共済組合が 多様な相談に対応している。「当初は 育児・介護、法律、金融など従業員の キルを基盤にメンタルヘルスや健康、 にスタートさせた相談活動で培ったス 出版事業で蓄積した健康情報と八九年 と契約を結び、「家庭の医学」などの としては古参で、現在二三〇超の団体 前述の保健同人社はEAP提供機関 (鈴木圭子氏)という。 『事業場外ケア』の一環として積

## の取り組み まない中小企業

進める企業はまだ限られている。特に、 とはいえ、全体でみれば取り組みを

> 二九人規模は一三・三%に過ぎない。 これを企業規模別でみると、従業員が タルヘルスケアの対策を講じていない 調査」では、七六・五%の企業がメン ない。二〇〇二年の「労働者健康状況 どでは、認識不足やコスト負担が障壁 場外専門機関等の活用も全体で一七・ が取り組んでいない状態だった。事業 %、一○~二九人規模では七九・八% 遅れ、従業員三○~四九人で七三・四 何らかの取り組みを導入しているが、 になるなど手つかずのところが少なく 五〇人未満の労働者が働く中小企業な 産業医の配置が義務づけられていない 七%の導入にとどまっており、一〇~ 企業規模が小さくなるほど取り組みが 一〇〇〇人を超える企業では九割方、

> > 四分の一は

# 実証困難なこともネック

先の調査で労務行政研究所がメンタ



メンタルヘルス対策は管理職・従業員向けの研修から始める企業が多いという。

例えば、単にメンタルヘルスの相談窓 移さなければ描画の餅になってしまう。 僚などがそれを理解し、確実に実行に 立たなければ効果を認めにくく、 な運用に落とし込んでいるかだろう。 ど、見えないところで工夫を凝らして に来ているか分からないようにするな 希望する場所に出向いて誰がいつ相談 度、相談する部屋を変えたり、 員も多い。このため、担当者がその都 口を設けただけでは、プライバシーや くら制度を整えても、本人や上司、同 しにくい取り組みとして知られる。 メンタルヘルス対策は、長期的視野に が、各企業が作った制度をどう具体的 人事への影響を気にして使わない従業 本人の

三〇〇人未満規模では、七割強が「分 後、中小模企業への導入促進とともに、 の実証は難しいし、時間もかかる。今 を度外視してメンタルヘルスに取り組 からない」となっている。この結果に は得られていない」と答えた。一方、 長期的視野にたった評価への理解が課 が、メンタルヘルス対策の費用対効果 むことは考えがたい」としている。だ いまだ厳しい中で、企業が費用対効果 ついて労務行政研究所は「経営環境が ねたところ、一○○○人以上規模の企 ルヘルス対策の費用対効果を企業に尋 「費用に見合うだけの効果 「分からない」と回答。約 義氏は、 たり、早期発見が増えてくることが多 えなかった問題点が見えるようになっ ではなく、取り組んだことで今まで見 だった。こうした傾向について山本晴 全者が増えている」と回答。約八割が 以上規模)の七割で「最近三年間で不 も進んでいるはずの大手(一〇〇〇人 の調査では、メンタルヘルス対策が最 も少なくない。前述の労務行政研究所 しまったのでは」と冷や汗をかくこと が発覚してしまい「かえって悪化して て対策を進めた結果、いろいろな課題 い」と説明している。 と答えており、いずれも規模別で最多 「メンタルヘルス対策の課題がある」 「取り組んだから悪化したの

## 制度を整え、かえって 問題が増えることも

題となりそうだ。

方、ここまで見てきて気になるの

# で許容範囲の線引きを

就業規則に何らかの形で盛り込んでお ないだろう。 きる限界線を定めておくことも欠かせ 下がることのないよう、 ではなく、 定にないから対応できない」となるの く必要がある。問題が起きてから「規 した生じやすい問題の対応について、 の対応はどうしたらいいのか」。こう をリセットしてしまうような従業員へ てきたらどうするのか」「休職期間満 帰前の業務をこなすこと難しい人がで 発を繰り返したり、能力が低下して復 りには就業規則も大きく影響する。 了直前に実態のない復職をして、これ また、メンタルヘルスの仕組みづく 働く人のモチベーションが 会社が許容で

## トップの判断の重要性 うまでもない

メンタルヘルス対策でうまく行って

問題はそこから先の部分だ。苦労し



らいたい」と語っている。その際、 明るい職場づくりを前向きに考えても 問題を潰していくような粘り強い姿勢 構築することであり、拙速に結果を求 慮したバランスのよい複合的な対策を とは強調しすぎても足りないことはない 営トップの判断がカギを握っているこ 替要員の対応をきちんと整備するなど 説明するしかないし、そのためには代 と皆が考えてもらえるように根気強く 労しているケースが多い。こんな時は で、担当者は周囲の理解を得られず苦 欠かせないが、職場にゆとりがない中 対策を進めるには上司や同僚の理解が 攻めにあう」という。メンタルヘルス 加者から個別事情の対応に関して質問 依頼を受けて講演に出向くたびに、参 る講演をこなす山本氏は「企業などに が求められよう。年に一○○回を超え めず、長期的視野に立って一つひとつ 人と職場に残っている従業員双方に配 風土ができている。重要なのは、休む 「やはり『誰でもなる可能性がある』

ンタルヘルス専門医が直接本人にアプローチ 断」を実施。その結果、ストレスが高いなど 験した従業員に顕著のようだった」という が増悪しており、その程度は複数の変化を経 はリストラクチャリング後にストレスレベル 少なくともひとつの変化を経験した従業員で トレスレベルに差は見られなかった。だが、 リストラクチャリングの前後で測定されたス 変更などの変化を経験しなかった従業員では 職務の変更、労働負荷の増加、仕事の手順の 換)や出向、上司・部下の交替、部の統廃合 して、カウンセリングや医学治療などを促す メンタル面での対応が必要な社員に対し、メ 2. 八〇~二五〇問程の「ココロの健康診 堤助教授によると「部署替え(配置転

#### 【参考文献】

警察庁『自殺の概要資料』 『交通事故統計』

に関するアンケート調査結果」 二〇〇五年 九九九年、二〇〇二年 に係る労災補償状況(二〇〇四年度)』 四年度勤労者 心の電話相談の相談件数等 わる業務上外の判断指針』 労働省『心理的負荷による精神障害等に係 厚生労働省『脳・心臓疾患及び精神障害等 社会経済生産性本部メンタルヘルス研究所 厚生労働省『患者調査』 独立行政法人労働者健康福祉機構『二〇〇 『労働組合のメンタルヘルスの取り組み 一九九六年、 一九九九年

づくりのための指針について』

\_\_\_\_\_\_年

おける人事戦略と職業意識に関する調査 九七年、二〇〇二年 労働政策研究·研修機構労働政策研究報告 労働政策研究・研修機構『人口減少社会に 厚生労働省『労働者健康状況調査』 一〇〇五年

〇〇五年

出版 二〇〇五年 伊國屋書店 二〇〇四年 岡田康子編著『上司と部下の深いみぞ』

organizational changes: a validation study Matoba T. Responsiveness of measures in the Journal of Psychosomatic Research effort-reward imbalance questionnaire to 2002;52(4):249-256. Tsutsumi A, Nagami M, Morimoto K,

政新報社 二〇〇三年 金子雅臣『パワーハラスメントの衝撃』

ントの実態に関する調査研究報告書」 労働省『事業場における労働者の心の健康 厚生労働省『個別労働紛争解決制度施行状 中央労働災害防止協会『パワー・ハラスメ 二〇〇二年、二〇〇三年、二〇〇四年

メンタルヘルス対策の最新実態調査』 労務行政研究所『職場ストレス増大時代

労働者の職場復帰支援の手引きについて メント検定試験実施概要』 アドバンテッジリスクマネジメントグル 大阪商工会議所 『メンタルヘルス・マネジ 厚生労働省『心の健康問題により休業した 二〇〇五年

エスエス製薬『不眠白書─Ⅱ』 二○○四

連合『二〇〇四年生活アンケート調査報告』

された労働安全衛生の特徴~特にメンタルへ 担当者のための実践メンタルヘルス・マネジ ルスについて~」『産業精神保健 の作り方』労働調査会 畑中労働経済研究所編 **労務行政研究所**『労政時報別冊 河下、森、亀田「CSR関連報告書に記載 二〇〇五年 『役に立つ就業規則 二〇〇四年 (in press)

働時間の実態と実証分析』

N o. 22

『日本の長時間労働・不払い労

二〇〇五年

社会経済生産性本部メンタルヘルス研究所

産業人メンタルヘルス白書二〇〇五』

厚生労働省『保健福祉動向調査』 100

いる企業は風通しがよく相談し合える

山本晴義『ストレス一日決算主義』NHK

タルヘルス読本』労働科学研究所出版部 鈴木安名『人事・総務担当者のためのメン

鈴木安名「成果主義下の生活と健康」 月

刊労働の科学5巻』 二〇〇三年



#### JILPT 出版物のご案内

#### ラブル解決の手引き[改訂版]

~個別労働関係紛争判例集~

- 目 次 0.労働関係法規の適用
  - 1.雇用関係の開始
  - 2.雇用関係の展開
  - 3.雇用関係の終了及び終了後
  - 4.均等待遇、労働者の人権、女性労働等
  - 5.非典型労働者・中高年労働者の就業
  - 6.外国人労働者

動政策研究・研修機構[編] 定価:1,575円(税込み)